

れば、地方自治体が節約のため自主的努力を尽しても、本年度末にはさらに大幅の赤字増加は必至であります。そののみならず、すでに一部の地方に見られるごとく、給与の支払いすら停滞し、地方行政の機能は麻痺し、国の施策にも重大な影響を及ぼすおそれがあるものであります。

本案は、かかる事態に対応すべく地方交付税法第六条の三の趣旨に照らし、交付税の率を五%引き上げ、これにより交付税の総額を三百十五億円増額し、財源不足額の一部を補てんしようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるよう希望いたします。

○大矢委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本日は現在まで本委員会に付託された地方道路譲与税法案、入場譲与税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案及びたゞし説明を聴取いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案、以上五件を一括して議題とし質疑を行いたいと思ひます。

なお政府委員として奥野財務部長が見えております。なお後刻後藤財政部長が見えます。なお大臣は閣議を開いておられますから、閣議終了後すみやかに出席されるとの通知がございましたから念のために申し上げておきます。

それではこれより質疑に入ります。○門司委員 ごく簡単なことなんでしょうけれども、地方道路譲与税の額が七十二億という数字が出ておるようであります。案の内容を見ると第一国道、第二国道並びに都道府県の道路、こうな

譲与税から見ると額が少し少ないのであります。去年は七十九億であった、そうすることしは七億ばかり減つておる、そして大体施行の区域は私はほとんど同じだと思ふ。去年は四十八億を国の指定する道路整備五カ年計画に基いて使用する、こういうたゞし書が基に使用した、これはたゞし書がなくなつたかわりに第一、第二の国道が入つておる、そうすると、大体実際の計画としては同じだと思ふ、ところが譲与税の額は去年よりも七億減つておる、こういうことになつておる。その間建設省との打ち合せはどういうふうになつておるのか、わかつておりましたら御説明をお願いしたいと思います。

○奥野政府委員 御指摘になりましたように、去年の揮発油譲与税の額よりは若干地方道路譲与税の額の方が少いわけでありまして、しかしながら昨年七十九億の中の四十八億四十分は国で指定した道路整備五カ年計画の中での地方団体が単独で施行すべき改修等の部分に充てなければならなかつたわけでありまして、従ひまして地方団体が自由に利用できた財源は三十一億にすぎなかつたわけでありまして、今年度はその部分が七十二億に増え、今なつておるわけでありまして、かえつて増額になつておるというふうな言ひ方もできるのではないかと思ひます。また道路整備五カ年計画の關係の部分に對する国庫負担金につきましても、国庫負担率を引き上げる等の措置をとつておられますので、全体として地方負担額の面におきましては四十八億四十分を別にいたしますならば、大同小異だというふうな数字になつております。

○門司委員 大同小異だ、こういうお話ですが、私どもが危惧するのは、内容はほとんど去年と同じような内容に感じられるのです。だからその点を建設省との間にはつきり道路五カ年整備計画に基く計画だけは大体はずされておるかどうか。これがもし法文通りに解釈して国道にも使えるんだ。要するに政府の意向通りに使えるんだ。もとより都道府県、五大市は国道の維持、管理をやつておられますから、一応これでうなずけるようであるが、去年の措置がそういう措置であつた、従つて、もし今の部長の言ひ分のようだとすると去年の三十一億が七十二億になつたというふうな解釈をしても差しつかえないように聞えます。その間に非常な微妙なものがあるんだと思ふんですが、そういうふうにはつきり解釈しておいていいですか。

○奥野政府委員 この問題につきましては政府部内では完全に話し合ひがついております。

○大矢委員長 通告順によつて川村継続君。

○川村委員 自治庁が出されましたところの地方財政計画については、先般来本委員会においていろいろと質疑がなされておりました、財政計画が非常にずさんなものである、地方財政を建て直すための熱意を持たない、あるいはそのような十分な計画でないというふうなことを、また先日知事会、市長会等の参考人を呼ばれてのいろいろ意見聴取におきまして、それらの代表が全部こぞつて不満の意を表しておられたことは、御承知の通りであります。そのほか學者等が新聞あたりで書いておる意見を見ましても、また新聞

等論説を見ましても、本年度の地方財政計画については、ずいぶん批判があるようでありまして、今まで指摘されてきたように、自治庁の方で出した財政計画は、地方の単独事業を圧縮するとか、あるいは失対事業の経費を大きく押えていくとか、いろいろ実態にそぐわないような圧迫を加へておるような計画になつておる。こういう問題が非常に大きな問題だろうと思ひますが、私は今これらの点をずっと考へ合せながら、先般新聞で発表されておりました一つの問題をここに思ひ返しまして、自治庁の見解等を少しお尋ねしておきたいと思ひます。それは自治庁も御承知だと思いますが、三十日でしたか、秋田県の県議会が夏季手当の給与支払いですか、六月十五日支給されるようになっておるところの職員

の期末手当を八月の五日まで延ばすというふうな決定をしたことが新聞で報道されておられます。これについて自治庁で知つておられる問題、あるいはそれに対する見解等をまずお聞かせいた

○奥野政府委員 財政部長があとで参りますので、財政部長が来ましてからお答えさせていただきますと思ひます。政務次官もその事業についてはお聞きになつていないようでありまして、あとで御答弁申し上げます。

○川村(継続)委員 大臣がおられますから、次官からお答え願ひます。

○永田政府委員 その問題はまだ聞いておりませんので、さつそく取り調べて御返事申し上げます。

○川村(継続)委員 それでは大臣が来られてからまた質問いたします。

○大矢委員長 それでは先ほど申しま

したように、税關關係の方を先に一つ。○中井委員 ちょっと一問だけ伺いたいのだが、この地方道路譲与税の問題ですが、あの税金の配分をいたしますのに非常に詳細な計画がありまして、道路の面積だとか何だとかいうところまで非常にこまかく書いてあります。ああいう税の配分の仕方というふうなものは、これまで地方税についてありましたが、どうも私これ大で地方税というものは、もう少し大まかなものではなかつたかと思ひます。あります。ほんとうに目的税というのがあるならば、また別の考へがあると思ひます。たとへば税収人の上つた県に半分なら半分やつて、あとをどうこうするとか考へ方もあろうかと思ひますが、どうも今の譲与税の分け方は、何か今の地方交付税ですか、交付税の分け方のようなものでありまして、どうも税体系として、新しい一つの型だろふと思ひますが、私はこれが好ましいものであるかどうか、非常に疑問に考へておりますので、その点についての自治庁の率直な考へ方を述べていただきたいと思います。

○奥野政府委員 今お話になりましたように、税という名前を使ひます以上は、徴収地に還元するなり、あるいは揮発油の消費地に還元するなりするやり方をした方が望ましいと思ひます。しかしながら徴収地に還元するところ、現在の揮発油徴収は、保税地域または製造場からの引き取りに際して課税しておりますので、全国でよく限られた地域にしか税金がないというところになつてしまひます。また消費地に還元することになつて参りますと、ほとんど大部分東京とか大阪とかいう富

○奥野政府委員 財政部長があとで参りますので、財政部長が来ましてからお答えさせていただきますと思ひます。政務次官もその事業についてはお聞きになつていないようでありまして、あとで御答弁申し上げます。

○川村(継続)委員 大臣がおられますから、次官からお答え願ひます。

○永田政府委員 その問題はまだ聞いておりませんので、さつそく取り調べて御返事申し上げます。

○川村(継続)委員 それでは大臣が来られてからまた質問いたします。

○大矢委員長 それでは先ほど申しま

したように、税關關係の方を先に一つ。○中井委員 ちょっと一問だけ伺いたいのだが、この地方道路譲与税の問題ですが、あの税金の配分をいたしますのに非常に詳細な計画がありまして、道路の面積だとか何だとかいうところまで非常にこまかく書いてあります。ああいう税の配分の仕方というふうなものは、これまで地方税についてありましたが、どうも私これ大で地方税というものは、もう少し大まかなものではなかつたかと思ひます。あります。ほんとうに目的税というのがあるならば、また別の考へがあると思ひます。たとへば税収人の上つた県に半分なら半分やつて、あとをどうこうするとか考へ方もあろうかと思ひますが、どうも今の譲与税の分け方は、何か今の地方交付税ですか、交付税の分け方のようなものでありまして、どうも税体系として、新しい一つの型だろふと思ひますが、私はこれが好ましいものであるかどうか、非常に疑問に考へておりますので、その点についての自治庁の率直な考へ方を述べていただきたいと思います。

給な団体に戻ってしまつたのであります。そういうような事情から、やむを得ず道路の面積に按分して譲与するといふようなやり方をいたしてあります。その結果、御指摘になりましたような税としての性格が薄らいでくるという欠陥があるわけでありまふけれども、総合的に判断して、現在のような案をとることが一番適當ではないかという結論に達したわけでありまふ。

○中井委員 一昨それはわかるのですが、よく考えてみますと、今の道路譲与税の内容は、これまで県道に対する国の補助金といふですか、そういうようなものとして過去何十年の間やつておられたことと、今のあなたの御説明によると、やり方は、ほとんど変らない。その点で、その地方道路譲与税の金額に相當するものを、むしろ建設省の方の予算に回して、専門屋の建設省の方で、これを全国の府県並に五大市に配分するといふ方が適切なように私は考へるのではありませんが、はっきりいへば建設省にガソリン税を一括やつて、建設省がそのうちの何分の一かを地方の府県、五大市に専門的立場から分けることをやめて、大蔵省で財源を取って大蔵省が分けることになつてくると思ふのであります。そうすると大蔵省は、道路行政の面にまでほとんど入っていくといふようなことにもなかつたかと思ふのであります。これを一つの突破口のような感じを持つてゐる地方としては、財源があるから財源をもらへるといふ喜んでゐる府県もあるやうでありますけれども、日本の道路行政といふ面からみると、二つの線が今度出て参ることになつてくると思ふのであります。その点につ

いて、今の政府のやり方は、継ぎはぎのことであつてちつとも総合性がなき。この間も問題になつたのですが、専売益金の三十億の問題なども、もつと壁々とたばこ消費税の税率を変えて、三十億に相當するものをやればよいのに、三十億だけは今年限りとかないとこいつてあそこに入れてゐるが、そういう思想と一連のつながるものがあると思ふ。そういうことは、行政機構の体系としてまことに遺憾であると考えておるのではありません。そういう点について、自治庁としては、それでもやむを得ないと考へておられるのでしようか。將來はまた、たとえば今補助金の問題が大きく取り上げられて補助金整理の特別委員会を持たれておりまふが、そういうものとの関連において、これを総合的にながめていくといふような考へ方はないかどうか。この点においてはなほだ安易に過ぎて、しかも裏に非常に各府県のなわ張り争ひといひますか、権限争ひといひますか、もつとはっきりいへば、大蔵省は自分でやるのやらやらないけれども、建設省にやらせたらどこへ持つていくかもしれぬといふ考へ方も、この体系から見ましてなきにしもあらずと私も考へられます。そういう点についてこの仲をとつておる自治庁としてはどういふ考へ方であるか、一つ伺つておきたい。

○奥野政府委員 第一に道路事業に要する経費をどこが負担した方がよろしいかといふ問題になつて参りますと、私たちは国道でありましてややはりある程度は地元で負担した方がよろしいのじゃないだらうか。特に受益關係の明確な事業でありますので、ある程度は地元で負担してもらつた方が、国全体をにらみまして道路整備をやつて参ります場合には好都合ではないか、こゝういふ考へ方を持つております。ことに近年來國が積極的に道路に多額の金を投ずるようになって参つてきておりますけれども、やはり府県にまつてだけ見ましても、それ以上に現に道路に對する自己負担を地方団体が追加して参つてきているわけでございます。そうしますと、地方団体が自己の負担に基いて行ななければならぬ道路整備に要する財源を、どうまかなつていくかといふ問題が残つていくわけでありまふ。

第二に、道路整備五カ年計画で積極的に國が府県道の整備にとりかゝつたわけでありまふけれども、それでも国道、府県道の延長のうちに道路整備五カ年計画の對象に取り入れております道路といふものは一割に満たないのであります。言ひかえればそれほどの道路につきましても府県が積極的にその保守管理あるいは改築についての責任を負つてゐるわけでありまふ。また道路のやうなもの、やはり所在の地域ごと責任の主体を置いていさせないと、適正な管理が行われないのじゃないだらうか、こゝういふ考へ方を持つておるのではありませんか。

第三に、國が積極的に道路を改築すべきであるかといふことで一々補助金、負担金を交付するやうな道路といふものは、特に重要な幹線道路になつております。私たちは國家的な見地から力を入れなければならぬやうな国道に限らるべきものではなからうかといふ感じを持つてゐるのであります。府県の住民が主として使用いたし

ますやうな道路でありますならば、一中央政府がどこから整備すべきであるといふやうなさしずはいたしませんで、府県の立場でどこから整備すべきであるかといふことをよく判断して、必要なところに力を入れていつた方がよいのじゃないだらうか、こゝういふ考へ方を持つてゐるのであります。一般的に言われておりますやうに、補助金行政には非常な弊害を伴ひがちであります。たとえば補助金の交付申請をしなければならぬ、あるいは設計認可を受けなければならぬ、あるいは工事検査、中間検査、竣工検査といふやうなことで、いろいろな弊害が伴ひまふので、必要やむを得ない道路に限るべきじゃないだらうか、こゝういふ考へ方を持つてゐるわけでありまふ。そうしますと、なるべく多くの部分については道路一般についての財源を地方団体に持たせまして、その財源を駆使することによつて、地方団体に総合行政の見地から、あるいは自治行政の見地から整備をはからした方が適當ではなからうか、こゝういふ考へ方のもとに地方道路譲与税といふものを考へてゐるわけでございます。

○中井委員 私の聞いたのは、日本の道路は悪いとか、五カ年計画はどうとか、そんなことじゃありません。その財源のとり方、配り方についてまことに憂鬱的なことじゃないか。やり方は何ほどもあります。今のガソリン税のままだつていいのです。ガソリン税の税の内容において、このうち何分の一は補助金として建設省は地方にやらなければいかぬとずっと書いておけばいい。地方道路税といふやうな税金を特に設ける必要はわれわれはないと思

う。一万三千円をわざわざ二千円下げ一萬一千円、また四千円上げてといふやうなことをしないで、今の一萬三千円で何パーセント、これだけは地方に回す、四し方はこゝうだ、それだけやればいいのであります。補助金についてはいろいろな問題があるといふが、それは法律できめておけば問題はありません。今また別の法律を出して、地方道路税をわざわざ作つてそれをそれに対する譲与税法といふものをまた作つて、よく見たら結局二千円よけい税金を取るのだ、こゝういふやり方はこれまでではごまかされたかもしれませんが、このごろはもう世間はみんなそういうことについて非常に鋭敏であります。すぐわかつてしまひまして、今や大問題になつておるわけですが、もつとそういう日本の内政についてわかり切つたことは、正直に素朴にやつたらどうかといふのが私の意見です。どうですか、こゝういふやうなこまかいことをせずにほんとにやつたらどうか。

○奥野政府委員 地方道路税を設けることによつて揮発油税の負担が實質的に増額になつてゐるということは御指摘の通りだと思ひます。ただ御意見の中で、地方道路譲与税といふやうなものは道路財源のだから建設省で一括してやつたらいいのじゃないか、こゝういふお氣持もあるのじゃないかと思ひますが、その点について井明させていたがきまして、やはり地方財源全体についてどこかで總まとめに考へていくところがなければならぬのじゃないかといふふうに思ふのであります。道路の費用でありまして、あるいは地方債で財源を充當しなければなら

らない問題もございますし、あるいは地方交付税制度のもとで道路に要する基準財政需要額を測定し、それから全体の基準財政需要額に足りない部分については、地方交付税を充当するといふような問題もございますので、こういうような地方団体が自由に使える財源は、具体的ににらみ合ひまして必要な地方団体に對する財源措置をしていかなければならぬのじやなかろうか。やはりそれぞれの省は個々の指定いたしました事業について、国で考へていふような方向に進めていふかどうかというのを監視されなければならぬ。しかし総合行政の一環として個々の行政を見ます場合には、やはり特定個々の省があまり立ち入つた干渉をすることは避けた方がよいのじやなかろうか、こういうような考え方を持っているわけでありませう。要するに地方団体が自由に使える全体的な財源の一つとして地方道路譲与税を考へていきたい。従つてまた地方財政を担當しております自治庁でこの種の制度の立案に當つていこう、こういう考え方をしているわけでありませう。しかしもちろん政府内といつたしましては、建設省との間でもこれらの配分につきまして十分打ち合せていきたい、こういう考え方を持っております。

○中井委員 どうもあとからつけた理屈のようにとられます。自由に使える財源といひますが、ちつとも自由に使えません。これは道路だけであります。どの道の道、どうこうといふことにはつきりなっております。内容は補助金と交りあります。こういうところでも、財源々々といひますが、そういう自由に使えるといふの

ならば、あなたの県の道路にお使いなさい、何でもけつこうですといふのなら、これはわかりませうが、ちゃんと面積によつて何によつてといふふうになつておるのでありますから、その辺のところはちつとまだ納得しきれぬのですが、どうですか。それは県内の道路に全く自由に使えるのですか。

○奥野政府委員 県内の道路に全く自由に使えるのであります。道路に関する費用に充てなければならぬといふことは市町村道の補助金に充ててもかまわぬ、かようにまで考へておるわけでありませう。

○門司委員 私はちつとさっきの答弁で、これは大臣が来られたら聞こうと思つていたのが、大臣がおいでにならぬから伺うのですけれども、どうも奥野君がそういうだけでは納得がいかないのです。大臣の説明書に明らかなに書いてあるのです。大臣の説明書をそのまゝ読んだら、今部長の話したように、「第四は地方道路譲与税の便益であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てなければならず、特にその範囲を限定するものではありませんので、道路整備五カ年計画の對象になつていふかどうにかかわりなく、広く道路事業に充てることができるとしたのであります。この書にありますが、国が当然道路整備五カ年計画に基づく事業として計画したものを、税金がこちらに來たことのためにこれを補つてやるといふことになれば、去年の道路譲与税と同じような性格を持つていふ。性格がちつとも變つていない。こういうことが懸念されるのですが、大臣がわざわざこう書いておるのです。だからその間ほんとうに県の数量だけではないのか、あるいは県の数量だけではないのか、あるいは県は、もし道路整備五カ年計画の中に入つていけば、それはやらなくともいいのか、義務づけられているのかどうかといふことなんですか。建設省がこれを考へて、道路整備五カ年計画の中に入れて、それは譲与税をやつたから向うでやらせろといふことで、抜くかもしれない。しかしそれにしてもこういうことは大臣がはっきり言つておる。だからこれと競合して、去年のような形ではあるといふことになれば、去年は三十一億しか使えなかつたが、今年には七十九億全額使えるぞと喜んでおると、実は案外使えないといふことになるかもしれない。私はそういうことを心配しておるから、さつきから聞いていたのですが、どうですか。

○奥野政府委員 道府県及び五大市が国庫負担金を受けて行います事業につきましては、なお百二、三十億をみずから負担しなければならぬのであります。その財源をどうするかという問題もございますので、大臣の提案理由に道路整備五カ年計画の對象になつていふかどうにかかわらずといふ言葉を取り上げておるのにはさういふのであります。全く道路に関する費用でありまして、府県や五大市は自由に使えるのであります。この法案をよらんになつておわかりただけです。よつてきておりません。割増し、割減をして道路の面積を定めます場合におきましても、総理府で調整いたすことになつております。もちろん実質的には建設省の意見を十分聞きたいと考へておるのでありますけれども、法律上には建設大臣の権限は少しも出て参つておりません。自治庁といたしましては、できるだけ府県が財源を自由に駆使できるように持つていきたいといふふうに考へております。御了解願ふと思つておりますが、法律案にもさういふふうになつていふと考へております。

○門司委員 法律案は一読読んでおるが、問題はさつき申し上げました競合してゐる面がはっきりしてないといふ、去年と同じような結果になることを私は心配してゐる。ほんとうに今のようになつて使えるものは、去年は三十一億しか使えなかつた。あとの四十八億といふものは、国の五カ年計画でなければ使えないといふことにはつきり書いておる。ことはそれを書いておらないが、それにもかかわらず説明書の中には使えるとはつきり書いてある。全額もらえるといふことで喜ぶわけにはいかないといふことが必ず出てくると思つてゐる。その間がはつきりしてない。こう書いてはあつたが、都道府県が、今後の整備五カ年計画に入つておるところに県の方はほんとうを見ない。国の方で全部やつてもらふといふことで、もし負担分があれば、その負担だけするといふことではないかどうかといふことなんですか。

○奥野政府委員 全く府県がどこに使うが、道路に関する費用に充てます限りは自由であります。それは御心配のこととは絶対にないことになつております。

○北山委員 大臣がおいでにならないので、あるいはわからないかもしれせんが、新聞でごらんの方に、本年度の予算について保守両派の共同修正の話し合ひがついたやうであります。その内容を見ると、一般会計の増額が百八億といふことになつております。その内訳がわからぬのは実は困るのですが、かりに社会保障費の増額あるいは食糧増産対策費の増額といふようなことになれば、当然これは補助金といふやうな形の歳出がふえるのではないかとこころを思ふのです。そうすれば当然この補助金の増額に見合う地方負担といふものを考慮しなければならぬのであります。その点について一体どういふふうな共同修正の内容であるか、またそれに伴つてどういふやうな地方負担がふれるのであるか、この内容について御存じであるならば、一つこの際明らかにしていただきたい。

○永田政府委員 昨日大衆自由党との共同修正がきまつたのであります。これに伴つて地方団体が負担しなければならぬ金額がある程度出てくるのは当然であります。それで減税に伴ふところの交付税が減りますが、その分につきまして政府とも十分に話をいたしまして、その資金は獲得いたすことに話をいたしました。

さらに今お話になりました、事業を行うことによる地方負担の分でありませうが、この分につきましても、起債の増加などによりましてまかなつていきたいと考へております。ただその内容が、今御指摘になりましたやうに、まだはつきりわかりませんので、それがきまつてきまないと、金額も自然決定いたしてこないのであります。金額が決定いたしますならば、それに

の、あるいはわからないかもしれせんが、新聞でごらんの方に、本年度の予算について保守両派の共同修正の話し合ひがついたやうであります。その内容を見ると、一般会計の増額が百八億といふことになつております。その内訳がわからぬのは実は困るのですが、かりに社会保障費の増額あるいは食糧増産対策費の増額といふようなことになれば、当然これは補助金といふやうな形の歳出がふえるのではないかとこころを思ふのです。そうすれば当然この補助金の増額に見合う地方負担といふものを考慮しなければならぬのであります。その点について一体どういふふうな共同修正の内容であるか、またそれに伴つてどういふやうな地方負担がふれるのであるか、この内容について御存じであるならば、一つこの際明らかにしていただきたい。

伴って善処したいと考えております。

○北山委員 内容がおわかりにならぬというのでありますが、これは両院が話し合ひで、まるでバナナのたき売りのように、やれ百億だ二百億だというふうなことでやっておるから、あるいはわからないかもしれませんが、しかしその基礎になるところの計数というふうなものは、やはり事務局としてそれ提出をしておると思ふ。

従つてその内容というものは、地方負担となるようなどういふ経費が見込まれておるか、それがどの程度であるか、それをおわかりになる範囲で一つお示し願ひたいのです。

○後藤政府委員 ただいま政務次官からお答えいたしました点について、私から補足したいと思ひます。現在進行いたしております予算の修正案の内容であります。これは私もよくよくわかりません。実はきょうもう一度確かめておりますが、自由党から出された元の案を基礎といたしまして、一応の地方負担分をはじいてはみたのであります。その後圧縮されました。

どこがどういふふうな圧縮されておるかということが、私もよくわかりません。申し上げたように、歳入の方と歳出の方と二つ問題がございます。歳入の方は、法人所得税が減税されます分のはね返りの分と、それから地方税が法人関係で落ちる分とございます。それから各種の補助金が増額されておりますが、これがわからぬのであります。そして、この点はこまかく計算をしなければ、それぞれの補助金について負担区

分が違つておりますので、わかりません。公共事業につきましても、やはりどの程度どの事業をふくらすかという点も、私もよくわかりません。その辺がはなれば、ちよつと問題にならぬかと思ひますが、ただ私もとしては起債の問題、それから歳入の方の交付税の問題それぞれについて、一応の意見だけは申し上げておる次第であります。

○北山委員 どうも各党の間でこういう形の話し合ひでもって予算の修正をするというふうなことは、いつでも同じようなことをやっていると聞かれます。一昨年の三派共同修正の場合にもそれをやつて、結局地方財政の方は忘れてしまつた。そうしてあとで結局そのしりぬぐいを地方が負担しなければならなかつたということがございます。また今度の三年度の一般会計の予算編成の際にも、約二百億という増額予算のふんどりをやつて、結局地方財政の

方では忘れてしまつて、あとで財政計画のふんどりをやつて、結局地方財政のしりぬぐいを地方が負担しなければならぬ。これをやばり自治庁がやつた。こういうふうなやつても、雲の上で予算修正をするところという結果が出て、地方団体はそのしりぬぐいを仰せつけられておるようなことでもあります。従つて私は今回の修正に際しても、自治庁当局としてはよほどしつかりして、雲の上でやつておることを的確にとらえて、それがあとで地方団体の負担にならないように、せつかくごまかした地方財政計画というものを、あとでさらにごまかしを繰り返さなければならぬというふうな結果にならないように、私は強く要望をいたしたいのであります。もう一つ、減税分について訂正をし

なければならぬ、交付税をふやさなければならぬというお話もございましたが、そうなりますと、これは当初予算においても同様じゃないか。法人税あるいは所得税を本年度約三百二十億減税した。それに伴う二二%といへば、これは約七十億と思ひますが、この七十億は地方団体としては当然交付税でもらえるはずのものを、政府の減税政策によつてもらえなくなつてしまつた。そこで私も七十億は交付税率の引き上げその他の方法によつて地方団体にやらなければならぬ金ではないか、かように考へておるんですが、自治庁としてはどのような考へでござい

ますか。

○永田政府委員 ただいまのお話の通りに、減税に伴ひまして交付税が減つてくることは当然であります。それで自治庁といたしましては、正面から申しますとこの二二%、十五億くらいかと思ひますが、この二二%をさらに上げてもらふことを折衝しようと思つております。しかしもしその点が不都合であるということになるとしますならば、あるいはたばこの消費税とか、酒の増税とか、そういう増収の面によつて、当初計画いたしておりました金額だけは必ず確保いたす考へであります。

○中井委員 先ほどから北山君が聞いております。修正による地方財政計画の再修正、これは非常に重要だと思ひます。去年も取り残されてしまひました。今政務次官からのお話もありましたが、予算の修正案が予算委員会に出ると同じ日に、当委員会に財政計画の修正を一つ出してもらわねと困る。私はそう思ふんです。委員長にそれを

要望いたしますから、当委員会の意向として、同じ日に一つ財政計画の修正案を出してもらふようにお願いをいたしたいと思ひます。

○大矢委員長 承知いたしました。――後刻お返事する予定です。

○北山委員 そうするとただいまのお話では、さらに今後交付税率の引き上げについて自治庁は折衝する、こういうふうな了解して差しつかえないと思ひますが、今回ばかりじゃなくて、いつでも大臣というふうなえらい人たちは地方財政などはさっぱり知らない。そこで予算の方だけとれば国の政策がやれるという間違つた考へ方を持つておる。食糧増産の予算さえあれば、あるいは社会保険費なり失業対策費なり生活保護の予算さえふんどれば、その政策が実行できるという間違つた考へを持つていて、それに伴う地方負担がなければ、地方団体がそれを円滑に実施できないというのを忘れがちです。その結果何回も過去において苦い経験を地方財政としてはなめておる。これは自治庁としても同様だし、また地方団体も同様であります。そこでこの際自治庁としては時期を失しないように、もうきまつてしまつてからではおそいのでありますから、予算の計数を整理する際にその中に首を突っ込んで、そうしてあとに取り残される、あるいはパスに乗りおくれるようなことのないように、一つ十分に御努力をいたさきたい。これを要望しておきます。

それからさらに譲与税の問題がありましたが、昨年のガソリン税は譲与税法によりまして、予算額よりもこえた分については、その三分の一を昭和三十

十年度ないし三十一年度において、これを地方に交付することになっておるわけでありまして、そこでそれは一体どのくらいの金額になり、また本年の予算の中で補正に追加されるものであるかどうか、この点を一つ確めておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 十七億くらいな三十年度ないし三十一年度で地方団体譲与できる額があると思ひます。決算がきまつりまして、その決算に基づきます剰余額を、あるいは道路費に對する国庫負担金あるいは地方道路譲与税への追加というふうな場合に計上していただくわけでありまして、三十年度内に行うか三十一年度内に行うかという問題につきましても、まだはっきりした話し合ひはきまつておりません。

○北山委員 この問題は法律の上でも三十年度ないし三十一年度となつております。従つてやかましい意味で決算がきまつるときまでは、そういうふうな、理屈でなしに、そういうふうなことではなしに、出納閉鎖も済んでおるわけでありまして、大体この程度二十九年度のガソリン税は増収になつたということになりまして、大体この三分の一を概算でもつて本年の地方団体に交付するといふような措置を一つとっていただきたいと思います。この点についても自治庁に努力をお願いしておきたいと思ひます。

それからもう一つ伺ひたいのは鳩山内閣は補助金整理といふことを一つの看板にしておりまして、そこで一体、今度の共同修正の問題もあるわけでありまして、今までのところで、その政策がどの程度実行できたか。昭和二十

九年度に比べて本年度は補助金として
はどの程度の違いが出てきたか、どの
程度に減ってきたか、そういう点を伺
いたい。

○後藤政府委員 廃止されました補助
金の関係いたします事業費は三十三億
でございまして、地方負担が十五億五
千七百万円でございまして、その分だけ
が地方負担がなくなった、こういうこ
とになっております。

○北山委員 ふえた分もあるはずであ
りますが、その差引計算をするとどう
いうことになっておりますか。

○後藤政府委員 今申しましたのは廢
止された分でありまして、それから補助
率が改訂されたために地方負担が落
ちましたものが六億ばかりございま
す。この落ちましたものの中で、ど
うしても地方団体の方でやらなければ
ならぬもの、これは市町村農業委員会
の技術員及び書記の費用の補助金が落
ちた分でありまして、その分は逆に地
方団体の方で交付税の計算においてま
かなわなければなりませんから、その
分が十一億ばかりでございまして。

○北山委員 そうしますと、前から鳩
山内閣によってよく宣伝をされました
補助金の整理によって地方財政の負担
を軽くするのだというやり方は、本年
度に関する限りは失敗に終わった、か
ように考えてよろしいでございませうか。

○後藤政府委員 失敗ではなくて、私
どもが初期期待したほど、補助金の整
理によって地方負担が減少しなかつた
というふうに考えております。

○北山委員 この問題は、補助金をど
ういうふうにやっていったらいいかと
いうことに関係する政策的な大きな問
題でありますので、この程度にしてお
きます。

次に、これは今の鳩山内閣ではござ
いませうが、吉田内閣当時昨年行わ
れました警察制度の改正によって、警
察に要する経費が節減できるのだ、こ
ういうことで警察制度の改正は強行さ
れたわけではございまして、たしか八十三
億か節減になる、安い警察になるの
だ、こういう触れ込みでやったわけで
あります。ところが警察費は安くなら
ないじゃないかと思うのですが、中央
地方を通じて、一体警察費はどうい
うことになっておりますか、一つお答え
を願いたいと思ひます。

○後藤政府委員 昨年の警察費の規模
は四百十三億でございまして、本年は四
百六十七億に財政計画では見ておりま
す。お話のように最初立てました數十
億円節約ができるということに、私は
変りはないと思つております。これは
四年間の行政整理が終了したあとで
出てくる数字でございまして、やは
りそれに相当の警察費の節減額は出
てくると私は考へております。ただ
昨年補正いたしましたのは、実際の財
政需要額と、われわれが見ておるとこ
ろの財政計画との間に差がございま
すので、その差を埋めたにすぎないの
であります。私は、当初の警察制度の
改正がねらつておりました経費の節減
というものは、四年後にははつきり出
てくるのじゃないかと考へておりま
す。

○門司委員 きよりはあまり聞いても
わからぬのですが、今度の補正とい
うか、国の方の予算があいいう形で修正
されますと、財政計画は立て直しま
すか。その点聞いておきたい。

○後藤政府委員 当然にかえなければ
ならぬと思つております。

○門司委員 そうすると、財政計画が
立たなければ、地方財政関係のすべて
の法案を上げてみたところで事実上困
ると思ふのです。それで財政計画を早
く出し直してもらいたいということが
一つ。もう一つこの機会に聞いておき
たいと思ふのは、この財政計画の中に
は、今地方の自治体の赤字の最大の原因
といわれている補助金と実際に見合
わない額があると思ふ。たとえば今度
の国の予算でもそうだが、学校を建て
るのに、大体三万円から三万二、三千円か
かるのを、国は二万七千円しか見てい
ない。コンクリートは五万五千円しか
見ていない。実際地方で実行する場合
に差額が出てくる。この差額を地方財
政計画の中に見込んであるかどうか。

○後藤政府委員 おっしゃいますよう
なものは、一応今までの計算通り入
っております。見てないということ
でございまして、これは既定規模の是正が
問題としてあるわけではございまして、
いつでも議論されますのは、人件費の
議論ばかりであります。臨時の事
業の方でも、決算をとってみますと
ば、やはり二十数億の差額がございま
す。これはおっしゃいますように、補
助金のもとになっております。認め額
と、現実の事業計画とは違つて点あり
まして、私どもは二十数億どうしても
見てもらわなければならぬものがある
と考へております。

○門司委員 二十数億じゃないと思
ふ。あの赤字の原因である差額は非常
に大きなものがあると思ふ。自治庁は
これを計算したことがありませんか。計
算したことがあるのなら、ほんとうの
姿を一応出してもらいたい。そうしな
いと、再建整備法なんて幾ら出して
も、何もならない。もし計算したもの
があったとするならば、計画外の地方
の財政負担がどれくらいあるか、ほん
とうの姿を出してもらいたい。

○後藤政府委員 私が申し上げました
のは、単年度で三十九年度の財政計画
見足りない部分が大体二十数億じゃな
いかと思つておられることを申し上げ
たのでありまして、おっしゃいます
のは、おそらく今までの額が非常に大
きいんじゃないか——今までの額を集
計しますと、相当の額になると私は思
つております。たださういふ調べるを
今までいたしましたことがございませ
んが、二十八年度の決算が、はつきりわ
かりましたので、それを基礎にしまして、財
政計画に見足りない部分を見るという
ので、出した数字が二十数億だ、こうい
うことを申し上げたわけでありまして。

○門司委員 私も数字のことはあまり
議論はいたしません。数字はそんな
ことではきかないと思ふ。国の三千億
近いもの、その中に職員給与があり
ますから、職員給与についても地方負担
がかなりあるわけなんです。国から持
つてきたものをそのまま持つていいと
いう筋合ひはないと思ふ。さういふ国
の財政計画が立てられ、地方の財政計
画が立てられておる。これは国と地方
とのつじつまだけ合つておるものであ
つて、実際は合つていない。だから実際
の地方の負担が、この財政計画以外に
どれくらいあるかという数字がわかる
はずだ。それがわからなければどう
していい。それが二十何億——とても
千分の一や百分の一というようなもの
では私はないと思ふ。もっと大きな開
きがあると思ふ。学校だけでも、少く

とも一坪当りに勘定して三千円あると
しても、大体一〇%あるわけなんだ。
さうすると、三千億の補助金があれば
一〇%として三百億の赤字が当然この
中に隠されておる。赤字を隠した財政
計画を立てておる。さういふことであ
つてはならないので、この機会に新ら
しい財政計画を出されると同時に、ど
れくらいになるかという自治庁の見積
りを——大蔵省に遠慮しては困るが、
再建整備法を審議する参考の資料にも
なりますので、ぜひ出していただきたい
。

○後藤政府委員 おっしゃるような調
べをしなければいかぬでしょうけれど
も、ちょっとむづかしいじゃないか。
できればやりたいと思ひますけれど
も、少し検討させていただきますと思
ひます。

○北山委員 その数字も私必要だと思
ふのです。この前予算委員会代表と
して質問したときの自治庁の中に置か
れた地方財政審議会の意見書、その中
にある数字は事務当局としては自治
庁の中で作業されて作つたものではない
かと思ふのですが、その中の第二案と
いうのが、要するに地方財政の実体を
基礎とした——昭和二十八年度の決算
を基礎にして出せば、昭和三十年度の
財政規模は一兆四百三億であります
が、さういふことになるということが
第二案の中にあるわけでありまして。こ
の作業は自治庁としてもおやりにな
つたと思ひますので、その基礎になる数
字であるならば、あるのではないかと
考へますが、さういふ数字ならば出せ
るんじゃないですか。

○後藤政府委員 今おっしゃいました
ような数字は持つております。です

らそういう数字でしたら、出せると思
っております。

○北山委員 では先ほどの質問に戻り
ますが、警察費は四年たてば所期の目
的を達して節約になるという話であり
ます。しかし四年もたてば、いろいろ
な事情が変ってきて、さらに警察費な
んかはふえるんじゃないかと考えてお
ります。ただ今まではっきりしているの
は、国の方の警察費の予算だけが、二
十八年度に比べて百四億減っておりま
す。これだけは確実な減額です。ただ地
方財政の方でふえるか減るか。四年た
てば、おそらく私は後藤さんとは違っ
てかえって地方財政の負担はふえてく
るんじゃないかと思うのであります。

○北山委員 その点はその程度にいたします。
いろいろお聞きしたいこともございま
すが、何しろ国の予算が修正されると
いう状態になり、またそれに伴って地
方財政計画も変更になるというわけで
ございまして、今や変更されるものを
基礎にして質問を申し上げても何か
つまらないような感じがしますから、
この程度にいたしておきますが、ただ
一つ資料を要求いたしておきます。そ
れは地方税について、地方税の中で問
題になるのは住民税と固定資産税だと思
います。この資料の中にあるいはあ
るかもしれませんが、固定資産税の評
価基準を自治庁が地方に示しておりま
すが、土地、家屋というより評価基
準を昨年の十月でありますか、二八%
引き上げて評価基準を示した、こうい
うことになっておるわけでありませう。

○北山委員 そうですね、去年の十九回国会で、た
とえば田については二十八年度におい
ては約二万二千万であったものを二万
八千万にずっと引き上げたということ

を覚えておりますが、またさらにそれ
から二八%も引き上げるということにな
っておるのでございませうか、ま
ずその点をお伺いをいたしておきま
す。

○奥野政府委員 お話の通りでありま
して、地方税に関する参考資料、
この中に出しております。田につきま
しては全国平均で三万五千五百九十一
円という金額になっております。

○北山委員 そうするとこの二八%を
引き上げたということも、この前の国
会で御説明があったように収益還元
の方式をとってそういうふうな引き上
げたと考えてよろしいでしょうか。

○奥野政府委員 その通りでございます。
二十七年、八年、九年、三三三三三
にわたりまして収益還元の方法を基礎に
して考えたわけでありまして、それに
よりますと増加率が非常に激しいもの
でありまして、引き下げて二八%とい
う率を出しております。

○北山委員 その点については資料を
基礎にして検討いたしまして、その上
でまたいろいろお伺いをするつもりで
あります。

さらに住民税については、例の住民
税の課税の方式がいろいろありまし
て、標準となる第一方式を採用してい
るところは今非常にまれになって少く
なっております。第二方式あるとい
うことになっておるわけでありませう。

○北山委員 第二方式あるとい
うのは第二方式のたし書きを適用する
団体が非常に多くなつてきておるわけ
であります。そのために特に町村合併等
の場合に、急にその課税方式を変更し
たために急激に住民税、市町村民税等
が上つて非常な混乱を起しておる市町
村もあるようであります。そこでその
第一方式、第二方式あるいは第二方式

のたし書きを適用している実態につ
いての資料を一つお出しを願いたい
と思つております。もしもこの中にあるなら
ば、それをお示し願いたい。

○奥野政府委員 今のお話はどれくら
いの団体数がどのような課税方式を用
いておるかというところでございませう
か。そうでしたら別途に資料として
提出いたします。

○北山委員 それは一つ資料を出して
いただきます。大臣もお見えになりま
したので、先ほどの問題についてお伺
いしたいと思つておりますが、実は先ほど
来自由、民主両党の間で予算の共同修
正をやつて、基本的な点については決
定をされたということになっておるわ
けです。それによつて財政投融資は別
といたしまして、一般会計の歳出面
において百八億増額になる、あるいは
減税分もふえるというところで、当然補
助金のあるものは地方負担を伴う、あ
るいは減税の返り金も来るという
ことになりまして、その内容につ
いては実はお伺いしたのであります。大
臣は最高首脳部でありますからして
、その内容についてはある程度御存
じだらうと思つております。何しろ雲の上
でやつておられるようになるのでありま
して、事務当局の方はこれは御承知にな
らない。けれども大臣は当然、これは
地方財政に直接に影響を及ぼしてくる
問題でありますから、その極端には参
画されておると私も了解をしてお
るのですが、一つ御承知の点について
ここでお示しを願いたいと思つてお
ります。

○川島國務大臣 三十年度の予算案修
正につきましては、民主党、自由党両
者においてただいま折衝中でありませ

が、修正案を作るに際しまして地方税
の關係がどうなつておるか申し上げ
ますと、減税のために地方交付税が減
じまして地方の負担が重くなるのであ
ります。これは見積つてもらうつもりで
おります。それからもう一つ、補助事業
がふえて、それはね返り金が地方へき
て、地方の負担が重くなることは絶対に
避けなければならぬのであります。こ
れも新聞で伝えておる百八億という中
には地方税のはね返り分も含めて今計
画をしておるわけでございます。

○北山委員 そうすると百八億とい
うのは地方負担を含めると百八億とい
うことになりまして、歳出面においてた
とえば交付税の増加であるとかそういう
ものがやはり百八億の中に含まれてお
るのようによろしくございませうか。

○川島國務大臣 国の予算は歳出面で
どういう項目に盛るかというところは私
はまだ聞いておりません。おそらく自
由、民主両党の折衝員の間におき
ましては最後の内は決定してないの
だと思つておりますが、結論をいたしま
して、今回の修正によりまして地方の負
担が重くなるということは絶対にない
という建前をとつておられて、これ
は民主党、自由党両党の折衝員の中
で確認しておる事項でございます。

○勝間田委員 関連してちょっと簡単
にお尋ねしておきますが、そういう状
態であります、今まで提案しておる
たとえば交付金の改正だとかそういう
ような方面について、今度は修正案が
もう一べん提案されることになるのだ
と思つておりますが、そういうことにな
りますか。

○川島國務大臣 交付税の増額でいく
のかあるいは他の経費でいくのか、私
は結論を聞いていないのであります。
が、今お尋ねのように、交付税の方へ
計算すれば当然割合がかわりますか
ら、交付税法の改正案を提案しなければ
ならぬとこういうことにならうと思
います。

○北山委員 実は先ほど、今の減税分
のはね返りとかあるいは今の地方負
担、こういふことについて自治庁の政
務次官の方からは、交付税の増額につ
いてこれから折衝するのだというお話
がございましたが、大臣もそのような方
針でございませうか。

○川島國務大臣 減税のために交付税
が当然減額するわけでありまして、そ
の点につきましては当然交付税の修正
が必要と思つておりますが、一般補
助事業に対するのはね返り分を、何の形
式で国が負担するかというところにつ
いてはまだ最後の決定してない、こうい
うふうにお聞き上げられております。

○北山委員 その点は形式は別として
も、とにかく新しく財源を地方団体に
やるのだというふうによろしくござい
ますか。そうでないと、こ
の前のように、ただ財政計画の計数を
あつちの分を減らしてこつちの方に足
したというところで、財政計画上で操
作されてその中で適当にやれというこ
とで、たしか一昨年もそうだったと思
うのですが、そういうことで一向新し
い財源を付与されない。それで地方
団体はやはりしわ寄せをこうむるとい
うことではありますから、ともかく交付
税の増額なり、あるいはその他の新し
い分については財源を付与する、こう
いう方針で行くということであるかど
うか、この点を明らかにしていただき

こういうふうに考えておるわけでございます。

○川村(經)委員 今の秋田の問題は、これは実は一県の問題でありますけれども、実に重大な問題であると私は思うのです。公務員の生活問題でありますから、今長官はそういうことにならないうちに、国では暫定予算で処置してあるというふうなお話があったのです。が、もちろんこういうことは各県の県議会が条例できめていけばやむを得ない、そういうふうなお話は、これを見送っておくというふうなお話は長官には全然ないと思うのですが、長官の気持ちからしては困ったことだというお話しがあるんじゃないかと思ひますけれども、結局こういう状態が各地方団体に次から次に起きてくるような気配を心配しておるのです。そこで長官としては今の秋田の議会が決定をいたしましたのが八月五日まで延期すると決定したのか、延期することができ、こういうふうにより決定しているのかまだ判明いたしておりませんが、その辺のところでもぜひ知事なら知事のやり方について幅が出てくると思うのです。長官としてあるいはそういう事態にならないように何か手を打ってやろうというふうなお考え等はございますか。

○川島國務大臣 給与費義務費でありまして、ぜひこれは支払わなければならぬのでありまして、おそらく金繰りの都合で延ばす処置をとったんじゃないかと思ひますが、県当局からこちらに協議がありますれば、資金のあつせんはいたすつもりでおりますし、また今までも自治庁において資金のあつせんはいたしております。最近

佐賀県の財政も非常に窮迫いたしましたので、自治庁においてあつせんをいたしまして簡易保険並びに大蔵省の府資金からして一応給料支払いに足るだけのものはあつせんをいたしたわけでありまして、秋田県におきましても、県から相談がありますれば誠意を尽して骨をおるつもりでおります。

○川村(經)委員 さっきの話の中に、予算の修正に伴って地方財政計画を修正する、再提出するというようなことがありましたので、その問題がたいへんわれわれといたしては期待を持たれるわけなんです。たゞえば地方交付税の税率を改正するというような線が出て参ると、地方公共団体もそのような資金繰り等の不安も解消して、このような事態が起つていくことを防げるというふうな見通しもあるのです。そういう点に付きまして至急自治庁として全力を尽して所期の目的が達成されるように、地方財政の窮乏が救えるように一つ御努力願ひたいと思ひております。

それについてもう一つ数字のことを財政部長にちょっとお聞きいたしておきたいのですが、この前の財政計画の中に、歳出の一般職員及び教育職員の昇給に伴う給与の増のところで百四十億という赤字が出ておりました。財政計画によりまして、これはあとでもらったと思ひますが、八十一億四千万というのが出ておるのですが、あとこの正式に提出されたものについて、七十一億と、ちょうど十億減つておるのですが、そのところの食い違いはどこから生じてきておるのですか。

○後藤政府委員 一般職員及び教育職員の昇給に伴う給与の増のところで、

前は八十一億が七十一億に九億ばかり落しておりました。これは毎年五月一日の指定統計を使いまして文部省は教員の数をきめまして、その上に立つて翌年度の増員の数をほじておるわけでありまして、ところが二十九年度は、私もどもは予算が遅れました関係で、十二月の統計があらわれたので、その十二月の統計を使つて初めにここに出した人数を出したのであります。その上に一万四千人を足したのであります。文部省の方の国の負担金の基礎になつております人数は、五月一日を基礎にいたしておりました。従つてその間に差があるのをごさいます。従つてこの差は当然にあつたのははつきりいたしました。義務教育の国庫負担金でもつてまかされてもらえるのであります。私どもはより近い数字をとりうるので十二月をとつたのであります。その間の開きが教員で七千人ばかりございまして、従つてその差をどちらの数字を基礎にしてやるかということにつきまして、財政計画を作るときに、いろいろ議論があつたわけでありまして、われわれはより近い数字をとつていくというので、十二月の数字を基礎にいたしておつたのであります。それを従来通り、文部省の通りに計算をいたしますと、五月一日の計算になつて参りますと下つてくるわけでありまして、これは九億ばかりであります。当然に義務教育の国庫負担金が実際の半額を負担するのでございまして、その実際の半額はございまして、半額分に見合ふ分はつけていく必要がありまして、従つて形式としては歳出の計上の繰り延べと、こういう格好になつておるわけでありまして。

○川村(經)委員 そうすると、昇給に伴う給与費の増というものは、文部省に合せて五月一日現在で算出した、こういうことになるわけでありまして。

○後藤政府委員 その通りであります。

○川村(經)委員 そうすると、上の方の「教員増加に伴う給与費の増」という項目がございまして、それについて、自治庁はそれと反対に十一月から十二月現在によつて見た、こういうふうな説明をしておられたようですが、このところはそれでさしつかえございせんか。

○後藤政府委員 上の方の給与費の増は、三十九年度に増加いたしました教員の数を基礎にいたしまして出したものであります。そのもとになるものに一万四千人の新しくふえますものを足すわけでありまして、そのもとになる数字自体に問題があるわけでありまして、これはほんとうであります。三月三十一日現在の教員数に足していくべきであります。ところが予算を作り出すのはそれ以前でございまして、毎年五月一日を基礎にしております。去年は本年度の予算がおくれましたので、十二月一日の統計がたまたまございまして、私どもは一応それをとつて財政需要をほじたわけでありまして、その財政需要をほじたのが、いろいろほかの方の義務教育の関係で違つた基礎をとつておられますので、それを義務教育の関係に合せて改訂をいたします。

○川村(經)委員 もう一つ今の付随してお聞きますが、「教員増加に伴う給与費の増」というところでは説明書きを見ると、小学校、中学校の義務教育関係は計上しておるようですが、高等学校は含まれておらないのですか。

○後藤政府委員 含まれております。小、中、高等学校と三つであります。

○川村(經)委員 高等学校の方はその増加についてはどういふふうにかへたらしいのですか。

○後藤政府委員 高等学校の増加は、「人口等自然増加に伴う経費の増」のところ、その経費の増を見ております。

○川村(經)委員 さっき説明のように義務制があるでしょう。大抵生徒などはわかつたのですが、高等学校は本年どのくらい増加を見ておられますか。

○後藤政府委員 ちょっととばかりした数字を覚えておりませんが、経費の増は四億見ております。幾らでしたか、ちょっと今私覚えておりません。

○川村(經)委員 高等学校の生徒も本年度約九万ばかり増加すると思ひますが、それについてもう一つよく検討していただきたいと思ひます。これはさっきのお話になつて参りますが、私が今お尋ねしているのは一つの例なんです。次から次に大きな赤字が出てくる。従つてさっきの秋田の例のような事態が出てきて、非常にわれわれとして重大視しなければならぬ問題が出てくるというのを考えるのです。その点もこの次の修正計画の中にもう

ちょっと検討されて、一つ考えていた
だきたいことをお願いしておきます。
それからさつき質問いたしましたこ
とに關係するのですが、地方団体が俸
給の昇進と申しますか、給与の支払い
を延ばしておる、あるいは分割払いを
しておる、あるいは今度のように当然
出さなければならぬ夏季手当を出せな
いでおる、そういうところを一つでき
るだけ調べてみていただきたいと思
うのです。その資料ができましたらぜひ
一つほしいと思います。お願いしま
す。

○大矢委員長 かつて本委員会から連
合審査を申し込みました大蔵、地方、
建設、運輸連合審査会で大臣の出席を
要求されておりましたので、本日はこの
程度にいたしたいと思ひますが、……

○中井委員 ちよつと五分ばかり……
先ほど北山君、それから藤岡田氏あた
りからお尋ねのありました民自両党の
修正案に対する地方財政計画の心構
え、大臣のお考えにつきまして承わ
りました。大体影響を及ぼさないよう
に極力やる、これは当然のことだと思
うのでありますが、そのやり方につき
まして、たとえば地方交付税の千三百
八十八億七千七百万円という金額は動
かさない、こういうことでありまし
うから、結果といたしましては、交付
税率を変更する、地方交付税法一部改
正の法律案を出しになるということ
になつておることと思ひますが、そ
ういうふうに了解してよろしいのであ
りますか。

○川島國務大臣 私もそれが本筋だと思
ひます。けれども両党の折衝委員か
ら、どういふ形式で地方財政に負担を
かけないかというところに

ついては、まだ私は結論を聞いており
ませんので何とも申し上げられないの
ですが、私どもの強く要求しておる点
は、今度の予算修正のために、地方財
政は一錢でも負担が多くなつては困る
からというところだけは確認をさせてお
るわけでありまして、国税の減収に伴
ひまして、当然地方交付税の率を減えな
ければならぬことになるのであります
けれども、そういう形式でやるのか、
あるいは違った形式で、とにかく地方
負担は重くならないようにするのにか
ういふことについては、私は聞いてお
らぬわけでありまして、

○中井委員 大臣の御意見はどうで
すか、どうしたいというのですか。そ
のやり方はどうでもよいというふうにお
考えですか。

○川島國務大臣 私どもは、現在の地
方交付税の二二%が地方財政の状況等
と照らし合せて決して適当とは考へて
いないのでありまして、増額の必要は
自治庁当局としては認めておりまし
が、国家財政の都合で、この程度で
まんとおるわけでありまして、今度
の修正案で交付税法を直すというこ
とになりますと、根本的問題がいろいろ
あるのじゃないか。交付税を直せば、
これは三十年限りじゃございま
せんから、そういう問題もありま
すし、大体交付税を直すのに、修正す
るごくわずかな部分の交付税を直すべ
きか、さらに根本的に地方財政を檢討
して、交付税の率を直すべきかという
問題もいろいろありますので、従つて
私は、ここに私一人の考へとして申し
上げることはできないのでありますけ
れども、先ほど来お話を申し上げてお
る通りに、とりあえず今度の修正のた

めに、地方財政に負担がかかるような
ことはさせないということだけは、は
つきりいたしております。

○中井委員 どうもこの点は私どもも
満足できません。堂々と交付税率をそ
の逆算でもいたしまして直すべきであ
ると思ひます。しかしまだきまつてお
らぬものをとやかく批判するわけにも
参りませんから、きまりましてから申
し上げたいと思ひます。

もう一つ、念のために私は尋ねてお
きたいと思ひますが、去年自由党と改
進黨でもって共同修正をいたしました
ときには、補助金も相当ふやしまし
て、それによつてさらにかかるという
その地方負担を現実には落しましたの
で、ことは、川島さんはかからない
ようにがんばるといわれますが、理由
としてはどういふことを言われますか。
今回ふやした補助金は、地方に負担の
かからないものにだけこれを補助金の
中に入れたのである。あるいは不交付
団体、いわゆる地方交付税の交付を受
けない財政余裕のあると考えられる府
県にだけ補助金をやるのである。そう
いうことによつて、地方では財政計画
をそういうふうになくてもいいのである
というふうな説明に去年は終始をいたし
ました。私どもはその説明のインテキ
性に実はあきれたわけなんです。今度
も影響しないというからには、たとえ
ば補助金百億なら百億ふえれば、それ
に對する地元の負担を三十億とすれ
ば、その三十億は明確に出してもらい
たいと思ひますのであります。そこで
あなたは越えしななかつたのです
が、予算の修正案が出ると同じ日に、
当委員会としては財政計画の修正案を
一つ出してもらいたいということを先

○川島國務大臣 お話の点はよくわか
りましたから善処いたします。

○鈴木(直)委員 大臣にお伺ひいたし
ますが、地方自治法の改正案が閣議で
決定してあるというのを聞いたので
すが、それはいつ国会に提案されるの
ですか。その予定をお聞きしたい。

○川島國務大臣 提案する準備中であ
りまして、おそろく印刷の都合でお
くれているのだと思ひますが、ごく最近
提案いたします。

○川村(繼)委員 今の点でちよつと。
この地方自治法の一部改正を委員会に
はかかつておらないが、地方団体へは
相当流れております。これは一体どう
いうことですか。閣議決定の案が流
れておりましたという連絡が来るの
ですが、これは自治庁が流されたので
すか。

○川島國務大臣 政府の案を最後に決
定いたしますまでは与党の政務調査
会、総務会などにかけますし、むろ
ん閣議にもかけるので、自然そうした
間に新聞に出たのかと考へるのであり
ますが、自治庁が意識的にそういうも
のを出したというところはございま
せん。

○川村(繼)委員 新聞でないのです
よ。ちゃんと要綱を刷つた現物的なも
のが流れているのですよ。こういうこ
とはどうもわれわれとしては賛成でき
ないのですから、そういう点は一つよ
く取り締つていただくと同時に、でき
るだけ早くこの委員会に提案してい
た
だきたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 実はこの卓上にも、
群馬県議会の満場一致の議決で反対の
陳情が来ております。先ほど山梨県の
議会からも満場一致の反対の議決が来
ております。いろいろ新聞を見ます
と、全国の各県の議会において地方自
治法に對するところの反対の議決が行
われるように聞いているのですが、わ
れわれのところにはその閣議決定の内
容がわかりません。どういふ内容であ
るか、再建整備促進法との關係もあり
ますし、地方財政計画の關係もあるの
で、実はなるだけ早くそれを知りたい
という考へ方から、いつ提案されるか
というところをお聞きしたので、速急に
一つ御提案をお願いしたいと思ひま
す。

○大矢委員長 それでは本日はこの程
度にいたしたいと思ひます。
これをもつて散会いたします。
午後零時三十五分散会